

## 分別収集について

## 1 市町村及び事業者の責任範囲

## (1) 現状

容器包装リサイクル法に基づく分別収集量については、平成9年度の同法の施行以来、ほとんどの容器包装廃棄物について増加しており、また、分別収集実施市町村数についても、一部の容器包装廃棄物を除き、かなりの市町村が取り組むに至っているところである（資料3の1）。

一方、紙製容器包装廃棄物及びプラスチック製容器包装廃棄物については、容器包装リサイクル法の分別収集の対象となってから4年しか実績がないこともあり、その他の容器包装廃棄物と比較して、分別収集実施市町村数の割合は低くなっている（平成15年度紙製容器包装廃棄物23.7%、プラスチック製容器包装廃棄物53.4%）。ただし、平成19年度には、当該容器包装廃棄物の分別収集実施市町村数の割合は、紙製容器包装廃棄物については59.1%、プラスチック製容器包装廃棄物については82.3%となる予定である（資料3の1）。

現行の容器包装リサイクル法における市町村及び事業者の責任範囲については、容器包装廃棄物の分別収集が、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物に係る市町村の処理責任を踏まえ、市町村の責任となっており、一方、再商品化については、拡大生産者責任の考え方を踏まえ、特定事業者の責任となっているところである（資料3の2）。

拡大生産者責任の考え方については、容器包装リサイクル法の施行以後、OECDの政府向けガイダンスマニュアル（平成13年）中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会における「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について（意見具申）」（平成14年）や循環型社会形成推進基本計画（以下「循環計画」という。）（平成15年）において、解説又は言及されているところである（資料3の3）。

OECDの政府向けガイダンスマニュアルの「1.5 拡大生産者責任とは何か」においては、「EPRを、製品に対する製造業者の物理的および（もしくは）財政的責任が、製品ライフサイクルの使用後の段階にまで拡大される環境政策アプローチと定義する。EPR政策には以下の2つの関連する特徴がある。：(1)地方自治体から上流の生産者に（物理的および（または）財政的に、全体的にまたは部分的に）責任を転嫁する、また(2)製品の

設計において環境に対する配慮を組込む誘因を生産者に与えること。・・・」とされている。

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会における「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について（意見具申）」においては、「拡大生産者責任とは、製品に対する生産者の責任を製品の使用后段階にまで拡大することにより、製品が廃棄物として排出されることの抑制やリサイクル・適正処理を容易とする等、製品のライフサイクル全体にわたり適正に使用済製品に係る環境負荷を減らすための手法をいい、・・・」とされている。

循環計画の「第2章 循環型社会のイメージ」においては、「今後、排出者責任者や拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）に基づく制度の拡充・・・」とされている。

また、容器包装リサイクル法の施行以後に制定された循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）第4条（適切な役割分担等）においては、「循環型社会の形成は、このために必要な措置が国、地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担の下に講じられ、かつ、当該措置に要する費用がこれらの者により適正かつ公平に負担されることにより、行われなければならない。」とされている。

なお、容器包装リサイクル法における役割分担においては、事業者は、基本的に分別基準適合物の再商品化について（財）日本容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）に対し委託費を負担する形でその責任を果たしていることから、当該費用についても明らかとなっている（資料3の4）。一方、市町村は、容器包装廃棄物の分別収集及び選別保管に係る作業を行うことにより、その責任を果たしているが、当該作業に係る費用については、必ずしも明らかとなっていない（資料3の5及び資料4）。

## (2) 課題

現行の容器包装リサイクル法における市町村と事業者の役割分担について、どのように考えるか。

市町村が行う容器包装廃棄物の分別収集及び選別保管に要する費用について、その実態を明らかとすべきではないか（資料4）。

## 2 分別基準適合物の品質向上

### (1) 現状

容器包装リサイクル法において「分別基準適合物」とは、同法第2条第6項において「市町村が第8条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物のうち、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する施設において保管されているものをいう。」とされている。

分別基準適合物については、異物が混入し、その品質に問題のある物も見受けられるが、法令により異物の混入率等については定めておらず、協会において、毎年度、引き取り品質ガイドラインを定め、当該ガイドラインの中で異物混入の許容値等を示している（資料3の6）。ただし、当該ガイドラインについては、目標値に過ぎず、拘束力を持っているものではない。

また、協会は、市町村からペットボトル及びプラスチック製容器包装の分別基準適合物の引き取りの際には、その品質を目視検査及び計量検査により、A、B又はDのランク付けを行っている（資料3の7）が、現在のところ再商品化に支障が生じる可能性があると考えられているDランクの物についても、その引き取りを実施しているところである。

協会による分別基準適合物の判定結果による対応（ペットボトルの例）

#### Aランク判定の場合

- ・ 再商品化に差し支えがないので、引き取りを継続する。
- \* 引き取りを実施する再商品化事業者は、当該市町村等に品質の維持を要請する。

#### Bランク判定の場合

- ・ 再商品化に若干問題を生じる可能性があるが、引き取りを継続する。
- \* 引き取りを実施する再商品化事業者は、当該市町村等にAランク以外になった項目の品質の向上を要請する。（例えば、住民への分別排出の啓発やキャップ除去等の前処理作業の改善が必要となることがあり得る。）

#### Dランク判定の場合

- ・ 再商品化に支障が生じる可能性があるが、「当面」引き取りを継続する。
- \* 引き取りを実施する再商品化事業者は、当該市町村等にDランクに

なった項目についての品質向上を要請する。調整が困難な場合のみ、協会も協議に参加・協力する。(例えば、住民への分別排出の啓発やキャップ除去等の前処理作業の改善に加えて、分別収集の方法の変更が必要となることあり得る。)

なお、協会から当該市町村等に、改善計画書の提出及び改善の実施を要請する。

スプレー缶等については、容器包装リサイクル法で定める特定容器に該当しているが、分別基準適合物として「充てん物、ふた、噴射のための押しボタンの除去」の要件が定められており、現実的に市町村がこの要件を満足した状態で分別収集することが困難であることから、リサイクルが進まない状況にある(資料3の8)。

## (2) 課題

分別基準適合物の品質の向上を図るためにはどのような対策が必要か。

スプレー缶等のリサイクルを進めるためにはどのような対策が必要か。

## (3) 対応の方向

分別基準適合物の基準を定めている環境省令について、異物の混入率を規定する等基準を強化し、分別基準適合物に該当しない物については、協会が引き取りを拒否する等その運用を厳格化すべきではないか。

市町村が分別基準適合物の品質向上に取り組むためのインセンティブ又はペナルティ等を課す制度を検討すべきではないか。

スプレー缶等については、製品の安全性も視野に入れつつ、分別基準適合物の基準も含めて、検討すべきではないか。

### 3 店頭回収や集団回収の位置付け

#### (1) 現状

容器包装廃棄物の店頭回収や集団回収の取組については、現在のところ容器包装リサイクル法に位置付けられているものではなく、スーパーマーケット等の小売店における白色トレイの自主的な回収や住民活動、学校等による古紙等の資源回収の一環としての牛乳パックの自主的な回収等が中心となっている（資料3の9及び10）。

また、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）における「三 容器包装廃棄物の分別収集に積極的に取り組むべき地域に関する事項及び容器包装廃棄物の分別収集の促進のための方策に関する事項」においては、「・・・市町村の実情に応じ、住民等が行う集団回収、拠点回収等を活用した分別収集を促進することが効果的であり、集団回収等の取組に対する支援についても検討する必要がある。」とされている。

さらに、循環型社会形成推進基本計画における「第2章 循環型社会のイメージ」の「第4節 循環型社会形成へ向けた各主体の活動の活発化」においては、平成22年頃までの循環型社会のイメージとして「国民は、自らの生活が環境への負荷を与えていることを自覚し、廃棄物等の分別・資源回収への取組やグリーン製品・サービスの優先的な購入などライフスタイルの見直しに取り組めます。また、NPO・NGOなどの民間団体の活動への参画・協力、資源回収・清掃活動・フリーマーケットや各種の環境関係イベントへの参加、地域通貨の利用など環境保全活動にも積極的に参加します。」とされている。

一部の市町村においては、住民による容器包装廃棄物の集団回収への取組について、古紙等の資源回収の取組とともに、助成金等を交付し、その促進を図っているところである（資料3の11）。

#### (2) 課題

容器包装廃棄物の店頭回収や集団回収の取組については、その他の資源回収の取組と同様、住民の環境意識の向上や環境教育等に有益であると考えられることから、更なる促進策について検討すべきではないか。

(3) 対応の方向

容器包装廃棄物の店頭回収や集団回収の更なる促進策については、具体的にどのような取組が考えられるか。

容器包装廃棄物の店頭回収や集団回収の取組については、容器包装リサイクル制度において、どのような位置付けとすることが適切と考えられるか。